



# 自転車は「クルマ」です!

自転車はクルマと同様の交通ルールを守らなければなりません。  
守らなければ、もちろん罰則があります!

平成27年6月1日より「危険行為」を繰り返す自転車運転者には、「自転車運転者講習」の受講が義務化されました。

下記のほか、裏面に掲載している例のうち太線で囲まれている項目は「危険行為」にあたります。



! 自転車利用者が加害者となって**9,500万円の賠償**を命じられた事例もあります。

**歩道・路側帯での歩行者妨害**  
罰則：2万円以下の罰金又は科料

# 守ろう!自転車の交通ルール 守らなければ罰則も!

- 自転車利用者が加害者となり、相手方が**死亡・重傷**となり、何千万円という**高額**の賠償請求をされた事例もあります。**自転車損害賠償責任保険等の加入**を検討しましょう。
- 民事上の責任、刑事上の責任、社会的責任を問われます。
- 自転車もクルマと同様であるという認識で運転しましょう。
- 歩道を通るときは歩行者絶対優先です。並進運転など歩行者を妨げる運転は禁止されています。
- 下記に掲載している例のうち、太線で囲まれている項目は「危険行為」にあたります。



 <p><b>信号無視</b> 罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>	 <p><b>「止まれ」の標識での一時不停止</b> 罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>	 <p><b>車道・路側帯での右側通行</b> 罰則：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>
 <p><b>酒酔い運転</b> 罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金</p>	 <p><b>ながら運転</b> 罰則：5万円以下の罰金</p>	 <p><b>傘差し運転</b> 罰則：5万円以下の罰金</p>
 <p><b>無灯火運転</b> 罰則：5万円以下の罰金</p>	 <p><b>並進運転</b> 罰則：2万円以下の罰金又は科料</p>	 <p><b>二人乗り運転</b> 罰則：2万円以下の罰金又は科料</p>